

提出書類確認票(建設工事用)

申請する前に下記の確認票により、提出書類や提出要領をご確認ください。
本確認票は、なるべく申請書と一緒に提出していただきますようお願いいたします。

商号・名称

注) 「提出条件」欄の表記 ○:必ず提出 ◯:必要に応じて提出 /:提出不要

提出条件		提出書類	提出要領	申請者確認欄	佐久水道確認
法人	個人				
○	○	① 建設工事入札参加資格審査申請書	佐久水道企業団指定様式 様式は企業団ホームページからダウンロードしてください		
○	○	② 社内規則又は委任状	主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合提出		
/	○	ア. 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書 イ. 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書	ア、イ 両方とも提出		
○	/	④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(写し可)	(3カ月以内発行のもの)		
○	○	⑤ 総合評定通知書の写し	通知書の審査基準日が令和3年10月1日～令和4年9月30日までのもの。 結果通知が出ていない場合は、経営事項審査申請書及び経営状況分析終了通知書の写しを提出		
○	○	⑥ 建設業許可証明書(写し可)			
○	○	ア. 「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書(写し可) イ. 「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書(写し可)	ア、イ 両方とも提出 都道府県又は都道府県出先機関発行のもの 委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの (3カ月以内発行のもの) ア、イ 両方とも提出 税務署発行のもの (3カ月以内発行のもの)		
○	○	⑧ 工事経歴書	資格審査基準日(令和4年10月1日)直前2年間の各営業年度における工事経歴書 申請を行う業種ごとにまとめてください		
○	○	⑨ 主任技術者名簿			
⑤の総合評定通知書で社会保険の加入が確認できない場合必ず提出		⑩ 「健康保険・厚生年金保険の領収証明書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し	厚生年金保険及び健康保険の加入が確認できない場合提出してください		
		⑪ 貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し	厚生年金保険及び健康保険の加入の義務が確認できない場合提出してください		
		⑫ 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し	雇用保険の加入が確認できない場合提出してください		
		⑬ 貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し	雇用保険の加入の義務が確認できない場合提出してください		

《留意事項》

- ア 申請書等の提出部数は、正本1部です。
- イ 申請書類のサイズはA4版とし、市販のフラットファイル(A4版・色指定なし)綴じこんでください。
(表、背表紙に、商号又は名称を記載してください)
- ウ 申請書以外の添付書類については、特に様式の定めはありません。